

公共建築設備工事標準図について

1. 目的・概要

公共建築設備工事標準図（以下「標準図」という。）は、公共建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に記載している機材の形式、形状、施工要領例等を示したものです。標準図の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

また、標準図は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられており、その改定周期は3年となっています。

2. 適用範囲等

標準図は、主に一般的な事務庁舎の公共建築工事において、標準仕様書と一体として適用することを前提に作成されています。

3. 記載している機材・工法等

全国で実施される公共建築工事において建築物に必要な品質及び性能を確保するため、標準図に記載している機材、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・ 規格が統一化又は標準化されていること。
- ・ 信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・ 地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・ 特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・ 適切な実績があること。

4. 適用に当たっての留意事項

発注者及び設計者は、対象とする建築物の用途や規模等に応じて、適切な機材、工法等を選定し、設計図書に仕様を特記する必要があります。

なお、標準図に記載している機材、工法等以外のものを採用する場合には、選定した機材、工法等を設計図書に特記して下さい。